

**茨城県の状況を
お知らせします。**

**第2回茨城県指定廃棄物
一時保管市町長会議開催**

指定廃棄物の 県内分散保管を継続

指定解除に向け 環境省が新ルールを表明

環境省が新ルールを表明

東京電力福島第一原発事故で発生した茨城県内の指定廃棄物の処分に関して、環境省は2月4日に、茨城県内で指定廃棄物を一時保管している14市町長との会議を水戸市内で開催いたしました。国は「保管状況がひっ迫している5県においては、災害等に備えた長期にわたる管理を確実なものにするため、各県1箇所に集約し管理する」としながらも、茨城県においては、一時保管市町長会議等において、現地保管を継続すべきとの意見が多く出されており、昨年12月24日には、茨城県知事から現地保管継続を前提とした要請があったこと、

一時保管している市町長の意見が一致していることに加え、茨城県内の廃棄物とは他県に比べ放射性物質濃度が比較的低いことや、大半の廃棄物が公的機関で保管されている点を理由として挙げ、茨城県については現段階では最終処分場（長期管理施設に名称変更）を建設せずに、しばらくの間は現状のまま分散保管を続けることを容認しました。

保管の継続にあたり、自然災害などに備え既存施設の安全対策を強化する場合には国が財政支援するとしています。そして廃棄物の放射性物質濃度が基準値を下回れば既存の処分場に埋め立てることができると指定解除の新ルールも示しました。指定解除については、基準値以下となつていないことを確認した上で、保管者（市町村や民間等）と国が協議して合意すれば解除できるとしています。解除後は通常の一般・産業廃棄物として既存の最終処分場に埋め立てることができ、費用

は国が負担するとしています。現在、仮置きしている既存施設の安全対策に関しては、放射線の遮蔽（しゃへい）効果を高めるために

(1) ボックスカルバートの設置

(2) コンクリートボックス等への入替

(3) コンクリート構造の堅固な既存の施設へ移送

以上3つの案を示し、これについても費用は国が負担するとしています。

ただし、高萩、牛久両市で民間が保管する指定廃棄物計0・6トンが原発事故から15年後も基準値を下回らないため、両市分は1箇所に集約（県内1箇所集約）できるように今後も協議を続けるとしています。

環境省は今回の会議終了後に、今回の措置に関して、『茨城県内の指定廃棄物について、分散保管を容認するものではなく、県内1箇所集約処理の方針は堅持しつつ、

茨城県の実情を踏まえ段階的に処理していく、いわゆる「段階的処理方法」をとることとしました。』と栃木県知事に対して説明しました。

これを受けて栃木県では「県内161か所の保管場所のうち、約9割が農家や民間事業者に保管されており、量も多いなど、大部分を公的団体が保管している茨城県とは全く事情が異なる。

国には、本県の実情を踏まえ、指定廃棄物の一日も早い処理に向け、引き続きしっかりと取り組んでいただきたい。

なお、指定解除の仕組み（案）が示されたが、本県においては、このような仕組みによって処理が進むことは考えられない。また、解除することによって国が処理責任を放棄することがあってはならない」と、従来からの県内1箇所集中処理を引き続き推進する考えと、国に対しての処理責任を求めるとしたコメントを知事が報道発表いたしました。

（裏面へ続く）

指定廃棄物処分場対策班だより

裏面

第12号

平成28年2月10日発行

茨城県ではこれまでに開催された茨城県指定廃棄物一時保管市町長会議での意見と、茨城県知事の現地保管継続の要請を受けて、環境省が現状のままの分散保管を事実上容認しましたが、指定廃棄物が1kgあたり8000Bqを下回り、指定解除をした後の最終処分の受け入れ先の確保等をはじめとして様々な部分においてまだ不透明なところがあり、当日の会議でも市町長から数多くの心配の意見がありました。

今回の茨城県の現状保管の容認は指定廃棄物処分場の一つの方向性を見出すかのようにも見えますが、それは新たな課題との戦いの始まりとも言えます。

指定廃棄物の処分については、国が責任を持って処分するはずですが、今はその責任の所在がぼやけてきているような気がします。

塩谷町はこのような様々な情報に惑わされることなく地に足をつけて、住民の皆様と意見を交わせるように今後も情報の提供に努めます。

- 第2回茨城県指定廃棄物一時保管市町長会議の様子はYouTubeでご覧ください。

<https://www.youtube.com/watch?v=DkTcs9VLfls>

- 会議資料等の詳細については環境省ホームページからご覧ください。

http://shiteihaiki.env.go.jp/initiatives_other/ibaraki_gunma/conference_interim_storage_ibaraki_02.html

- 知事のコメントについては塩谷町ホームページからご覧ください。

http://www.town.shioya.tochigi.jp/forms/info/info.aspx?info_id=34321

《環境省が茨城県に示した現地保管継続・段階的処理のイメージ ※環境省HPより》

第2回茨城県指定廃棄物一時保管市町長会議後
環境省記者会見配付資料(H28.2.4)

茨城県における現地保管継続・段階的処理の考え方

- 現地保管を継続し、8,000Bq/kg以下に自然減衰後、段階的に既存の処分場等で処理。
- 8,000Bq/kg以下となるのに長期間を要する比較的濃度の高いものについては、1カ所集約が望ましく、引き続き協力を依頼。

